

研究種目： 若手研究 (B)
研究期間： 2007 ~ 2010
課題番号： 19730069
研究課題名 (和文) 保険契約法の立法と保険募集一私法における情報提供規制の位置づけとその役割
研究課題名 (英文) Legislation of Insurance Contract Law and Duty of Disclosure

研究代表者

小林 道生 (KOBAYASHI MICHIO)
静岡大学・ 法務研究科 ・ 准教授
研究者番号： 60334950

研究分野： 商法 保険法
科研費の分科・細目： 法学・民事法学
キーワード： 保険法 保険契約法 保険募集

1. 研究計画の概要

保険法の立法にあたっては法制審議会保険法部会において保険募集の際の保険者・保険募集人の情報提供義務に関わる規定の新設が検討されたが、そこでは保険者側の情報提供義務を保険法 (保険契約法) の枠組み、すなわち私法の枠組みのなかで規律していくべきか、あるいは、従来通り保険業法における情報提供規制に委ねるべきか、が主たる論点となった。その後成立をみた保険法は、保険金の支払時を含めて情報提供義務に関する規律を設けないという結論を示したが、このことは、情報提供義務に関し今後も保険業法における規制および私法理論を通じて保険契約者保護を図るという選択がなされたことを意味している。

本研究課題は、この情報提供義務を保険法の枠組みのなかで規律していくべきか、あるいは、保険業法における情報提供規制に委ねるべきか、前者の立法形式を採用するドイツ法との比較法研究もふまえながら、保険契約者保護を図るうえでの望ましい立法のあり方について検討するものである。

2. 研究の進捗状況

研究期間中の代表的な研究実績として、「保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制」保険学雑誌 599 号 97~116 頁を平成 19 年に、「保険者の情報提供義務」『別冊金融・商事判例 新しい保険法の理論と実務』66~75 頁を平成 20 年に公表した。

本稿執筆の問題意識は保険法の立法プロセスにおける法制審議会等の議論をふまえ、以下のように展開されている。すなわち、上記の「1. 研究計画の概要」でみたように、保険法部会は保険募集時にお

情報提供義務 情報提供規制

る保険者・保険募集人の情報提供義務に関わる規定の新設を検討したが、そこでは、保険法における規定の新設を了解事項としその内容の具体化が議論されたわけではなく、一その前段階となる一保険者側の情報提供義務を保険法という私法の枠組みのなかで規律するべきか、あるいは、引き続き保険業法における情報提供規制に委ねるべきか、が問題にされた。その後、保険法部会における検討作業の経過としては、平成 20 年 1 月に「保険法の見直しに関する要綱案」が取りまとめられ、それが同年 2 月、要綱案どおりの内容で「保険法の見直しに関する要綱」として採択、法務大臣に答申された。しかし、この要綱およびそれにもとづく保険法 (平成 20 年 5 月 30 日に法案どおり参議院で可決、保険法が成立。平成 20 年 6 月 6 日公布) では、保険法の立法にあたり情報提供義務に関する規律を設けないとの結論が示されている。

そこで、前掲の二つの論文では、保険法に情報提供義務に関する規律を設けることの意義や問題点について保険法部会等の議論状況をふまえた検討を行い、さらに、要綱、保険法案に示された保険法部会での結論および保険法の成立を受けて、保険業法上の情報提供規制の現状に関し、その問題点や私法理論との交錯関係のもとで保険契約者保護に果たすべき役割について考察した。

3. 現在までの達成度

③やや遅れている

(理由) 比較法研究の対象となるドイツ法 (現行の保険契約法) の代表的なコンメンタールが出版事情によりいまだに公刊されておらず、現状において、ドイツ法の状況をまとめることが困難であるため。

4. 今後の研究の推進方策

今年度については、ドイツ法の現状、評価についてできるかぎり早くまとめ、その成果をもとに本研究課題の結語的位置づけとなる日本法との比較法的研究を行いたいと考えている。ただ、上記3.で記載した事情があることから、補助金の次年度への繰越申請も対応策の選択肢のひとつとなろう。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 小林道生「保険媒介者の告知妨害・不告知教唆と保険法」民事法情報 281号 18～30頁(2010) 査読なし
- ② 小林道生「保険者の情報提供義務」落合誠一・山下典孝編 別冊金融・商事判例『新しい保険法の理論と実務』66～75頁(2008) 査読なし
- ③ 小林道生「保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制」保険学雑誌 599号 97～116頁(2007) 査読なし
- ④ 小林道生「保険契約締結に向けた意思決定の機会とその喪失 —説明義務違反にもとづく慰謝料請求をめぐる—」損害保険研究 69巻1号 39～63頁(2007) 査読あり

[学会発表] (計1件)

小林道生「保険契約法の現代化と保険事業 —保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制」日本保険学会大会共通論題報告 2007年10月28日 於桃山学院大学